

## 車両売買契約書（案）

売渡人 安房郡市広域市町村圏事務組合 理事長石井裕（以下「売渡人」という。）と買受人（以下「買受人」という。）とは、次の条項により車両の売買契約を締結する。

（売買車両）

第1条 売渡人は、その所有する次の車両（以下「売買物件」という。）を買受人に売渡し、買受人はこれを買受けるものとする。

（1）売買物件及び数量 救急自動車 1台（車台番号 FPGE50-003049）

（2）仕様 別紙 登録識別情報等通知書写しのとおり

（3）売買代金 金 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

（売買条件）

第2条 売渡に係る条件は、次のとおりとする。

（1）買受人は車両の所有権を移転のうえ登録識別情報等通知書の写しを速やかに売渡人へ提出するものとし、その手続きに要する一切の費用は買受人の負担とする。

（2）買受人は契約締結の日から起算して14日以内に前号の手続きを行うこと。

（3）売買物件の運送に係る経費は、買受人の負担とする。

（売買代金の納入）

第3条 売買代金は、金 円とし、売渡人が発行する納入通知書により、契約締結の日から起算して14日以内に全額を一括して支払うものとする。

（遅延利息）

第4条 買受人は、前条の売買代金を納付期限までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、支払い代金の金額につき年7.5%の割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

（所有権の移転）

第5条 売買物件の所有権は、買受人が第3条の金額を完納し、第2条の手続き等が完了したときに売渡人から買受人に移転するものとする。

（支払い物件の引渡）

第6条 引渡しに係る条件は、次のとおりとする。

（1）引渡しの日時等は、買受人が第3条の手続き等が完了した後に、双方協議の上決定し、売渡人は、現状のまま買受人に引き渡すものとする。

（2）買受人は、引渡しの日から14日以内に赤色警告灯・サイレン・アンプの全撤去を行い売渡人へ撤去した写真を送付すること。ただし、緊急自動車として使用する場合には、この限りでない。

（担保責任）

第7条 買受人は、この契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵等があることを発見しても売

買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第8条 売渡人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないと認めたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(信義則)

第9条 売渡人買受人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、売渡人買受人協議し定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、売渡人買受人両者記名押印のうち、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 30 年 月 日

売渡人 住 所 館山市北条 420 番地の 4  
氏 名 安房郡市広域市町村圏事務組合  
理 事 長 石 井 裕

買受人 住 所  
氏 名 【落札者】